

平成30年度公共ホール現代ダンス活性化支援事業実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化とコンテンポラリーダンスによる創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホールスタッフ等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、公共ホール現代ダンス活性化事業（以下「ダン活」という。）を実施した市町村等によるコンテンポラリーダンスの公演事業及び地域交流プログラムの継続的な取り組みに対する支援を行う。

2 対象団体

原則として、以下の団体を対象とする。

- (1) ダン活を平成28年度に実施した地方公共団体等
- (2) 平成29年度に公共ホール現代ダンス活性化支援事業（以下「ダン活支援」という。）を初めて実施した地方公共団体等

※「地方公共団体等」とは、次の団体をいう（以下同様）。

- ① 地方公共団体
- ② 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体
- ③ 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された公益財団法人、一般財団法人等のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの。

3 実施団体の決定

地域創造は、上記団体から提出された事業申請書等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

4 助成対象事業

当該事業の実施団体は、原則として、最大8泊11日（派遣回数3回まで）の日程の範囲内で、次の事業を実施する。日程の考え方については、別紙1参照のこと。

なお、1回目の派遣は、事業の打ち合わせや会場下見、アウトリーチ先の下見等に充てること。

(1) 公演（ダンス公演）

公共ホール等で開催する有料のコンテンポラリーダンス公演（以下「公演」という。）を、1回実施する。

なお、入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

(2) 地域交流プログラム

学校や福祉施設等でのアウトリーチ^(※1)及び公募等によるホール内で実施するワークショップ^(※2)（対象には学校の教職員等を含む。）を4～6回実施する。なお、アウトリーチは最低3回、ワークショップは最低1回実施する。

※1 1回90分を目安とする。

※2 1回120分を目安とする。

(3) 関係者向けワークショップ

現地下見時において、アウトリーチ先（候補を含む。）の学校や福祉施設等の職員及びホールスタッフを対象としたワークショップ^(※)を1回実施する。

※ 60分を目安とする。

5 支援措置

実施団体が実施する助成対象事業に対し、原則として、ダン活実施の翌年度又は翌々年度から継続2か年度に限り財政支援することとし、各年度の申請に基づき助成を決定する。なお、助成額は次のとおりとする。

(1) ダン活支援1年目

下記①に定める助成対象経費の3分の2以内

(2) ダン活支援2年目

下記①に定める助成対象経費の3分の1以内

① 助成対象経費

事業実施に伴う下記の経費については、別紙1に基づき算出された額を上限として助成の対象とする。

ただし、実施団体が「4 助成対象事業」に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については対象外とする。

ア 公演、地域交流プログラム及び関係者向けワークショップに係る経費

対象アーティスト、アシスタント^(※1)、公演の共演者及びテクニカルスタッフ等^(※2)の出演料又は謝金（助成対象上限額は別紙2のとおりとする。）、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料

※1 地域交流プログラムのアシスタント及び公演の共演者である者をいう。

※2 公演準備（地域交流プログラムを除く。）のサポート役として必要と判断されるテクニカルスタッフ、演出助手及び制作者等をいう。

イ 現地下見に係る経費

対象アーティスト及びテクニカルスタッフ等の交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、派遣対象者に係る損害保険料

ウ 公演実施に係る経費（舞台費）

公演実施に係る舞台費のうち、舞台監督、照明、音響テクニカルスタッフ等の人件費^(※1)（助成対象上限額は別紙1のとおりとする。）

※1 プラン料は原則として含まない。なお、仕込・撤去等に別途委託するアルバイト等の人件費は含まない。

② 対象アーティスト

対象アーティストは別紙2のダン活支援対象アーティスト一覧のとおりとし、その出演料等の助成対象上限額に関しては、別紙2のとおりとする。

③ 実行委員会形式等により事業を実施する場合の取扱い

事業を実施団体及び民間等が参加して実行委員会形式等により実施する場合においては、企画・運営について当該実施団体が相当の責任を負う場合に限って、当該実施団体の負担する額に相当する範囲内の事業費を助成の対象とすることができる。

④ アドバイザーの派遣

地域創造は、実施団体の事業担当者の異動等により、事業の円滑な運営を図ることが困難と認められた場合においては、アドバイザーを派遣して支援する。

アドバイザーの派遣は、現地下見（1回）及び実施時（最大3泊4日）に行う。

⑤ 助成金の概算払いについて

実施団体が希望する場合には、助成承認額の50%を上限（千円未満切り捨て）として助成金の概算払いを行うことができる。

6 提出書類等

(1) 事業申請書 …別記様式 1-1、1-2、1-3

平成30年度に本事業の実施を希望する対象団体は、次の関係資料を添えて、平成29年10月31日（火）までに当該書類を提出すること（地域創造必着）。

なお、2②及び③に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者または出資者である地方公共団体の長の副申を受けること（別記様式 1-4）。

【添付資料】

（全団体提出）

- ・会場パンフレット

（申請団体が2(2)②に該当する団体のみ）

- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

（申請団体が2(2)③に該当する団体のみ）

- ・平成29年度事業概要
- ・平成28年度決算及び平成29年度予算資料

（実行委員会形式等により事業を実施する場合のみ）

- ・実行委員会等組織の関与状況（別記様式 2）
- ・規約
- ・実行委員等名簿
- ・組織体系図
- ・事業計画
- ・予算資料

(2) 事業実施計画書 …別記様式 3-1、3-2、3-3、3-4

実施団体は、アーティストと連絡調整を行い、出演アーティスト、日程等を決定の上、平成30年2月23日（金）までに当該書類を提出すること。

(3) 助成金概算払い請求書 …別記様式 4

実施団体が概算払いを請求する場合は、助成決定通知後、平成30年5月25日（金）までに、当該書類に、助成決定通知の写しを添えて提出すること。

地域創造は、平成30年6月29日（金）までに実施団体が指定する銀行口座に振り込むものとする。

(4) 事業実績報告書 …別記様式 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

事業終了後30日以内に、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること。

ただし、平成31年3月15日（金）以降に事業を実施する場合にあっては、平成31年4月12日（金）までに提出することとする。

【添付資料】

- ・チラシ、ポスター、プログラム、写真等の成果物
- ・出演契約書の写し
- ・助成対象経費に係る領収書等（支払いを証明できる書類）の写し
（実行委員会形式等により事業を実施した場合のみ）
- ・実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）
- ・実施団体が実行委員会等組織に対して経費を負担したことが証明できる書類の写し
- ・実行委員会等組織の収支状況

(5) 事業変更承認申請書または事業変更報告書 …別記様式6-1、6-2

助成決定通知を受けた後に計画内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。

① 変更承認申請

次に掲げる変更については、事業変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては助成対象事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。

ア 公演実施会場の変更

イ その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

② 変更報告

次に掲げる軽微な変更については、事業変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

ア 申請者の代表の変更及び人事異動等によるその他関係者の変更

イ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7 その他

(1) 助成に関する表示

実施団体は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が助成している旨を必ず表示すること。

なお、表示がなかった場合には、助成金が交付できなくなる場合もある。

（表示例） 助成：一般財団法人地域創造、助成：（一財）地域創造

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続き及びスケジュール等その他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

参考 事業の流れ・手続き等

●平成29年度（事業実施前年度）

時期(予定)	内 容	提出書類
9月23日 ～10月31日	事業申請書の受付（10月31日（火）締切）	事業申請書 (別記様式1-1～-3、1-4※ ¹) ※1 要綱2②及び③に該当する団体は、地方公共団体の長の副申書（別記様式1-4）を添付 ※ 実行委員会形式等により事業を実施する場合は、実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）等を添付
12月～	事業内定通知 アーティストへ出演依頼	
2月23日	事業実施計画書の提出(2月23日(金)締切)	事業実施計画書 (別記様式3-1～-4)

●平成30年度（事業実施年度）

時期(予定)	内 容	提出書類
4月上旬	助成決定通知	
4月上旬 ～5月25日	助成金概算払い請求(5月25日(金)締切)	助成金概算払い請求書 (別記様式4)
4月～翌年3月	事業の実施	
	事業変更承認申請書または事業変更報告書の提出 (助成決定通知後に計画内容に変更が生じた場合は内容に応じて直ちに提出すること。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。)	事業変更承認申請書 または事業変更報告書 (別記様式6-1、6-2)
事業終了後 30日以内	実績報告、助成金の請求	事業実績報告書 (別記様式5-1～-5) ※ 実行委員会形式等により事業を実施した場合は、実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）等を添付

1 事業実施日程の考え方について

(1) 一般的な例

- ・下見1回目・2回目：各1泊2日（どちらか1回でインリーチを実施）
- ・公演期間：6泊7日（地域交流プログラム4～6回、公演1回） 計8泊11日

(2) 下見の2回目に地域交流プログラムの一部を実施する場合の例

- ・下見1回目：1泊2日（インリーチ実施）
- ・下見2回目：2泊3日（公募WSとアウトリーチを1回ずつ実施）
- ・公演期間：5泊6日（アウトリーチ2回、公募WS1回、公演1回） 計8泊11日

(3) 下見を1回とした場合の例

- ・下見1回目：1泊2日（インリーチ実施）
- ・公演期間：6泊7日（地域交流プログラム4～6回、公演1回） 計7泊9日

(4) 下見を1回とし、地域交流プログラムと公演を分散開催する場合の例

- ・下見1回目：1泊2日（インリーチ実施）
- ・地域交流プログラム期間：3泊4日（地域交流プログラム4～6回）
- ・公演期間：3泊4日（公演1回） 計7泊10日

なお、日程の考え方は一例であり、この限りではない。

2 助成対象経費について

(1) 公演、地域交流プログラム及び関係者向けワークショップ、現地下見に係る経費

項目	出演料等	旅費交通費		損害 保険
		現地下見	公演期間	
		交通費(現地移動費を除く)・宿泊費・日当		
対象アーティスト	インリーチ*1 地域交流プログラム 公演	3往復 8泊11日以内		○
アシスタント (対象アーティストがソロの場合に限り1名まで対象とする)		×*2	1往復 6泊7日以内	
共演者(1名)	リハサル～公演	×	1往復 3泊4日以内	
テクニカルスタッフ等(1名)	仕込み～公演	1往復 1泊2日以内		

*1 インリーチはアシスタントを除く

*2 地域交流プログラムを公演期間とは異なる日程にて実施する場合（上記「1 事業実施日程の考え方について（2）」参照）のアシスタントの経費は、上記に加え1往復分の交通費、必要と認める範囲以内の宿泊費及び日当を助成対象とする。ただし、下見のみの日程に係る経費は対象外とする。

(2) 公演実施に係る経費（舞台費）※助成対象上限額：20万円

舞台監督、照明、音響テクニカルスタッフ等公演の実施に必要なテクニカルスタッフの person 費（プラン料は原則として含まない）

ダン活支援対象アーティストについて

1 ダン活支援対象アーティスト一覧

A：ダン活支援対象アーティスト			
1	青木尚哉	9	森下真樹
2	新井英夫	10	山田うん
3	伊藤キム	11	山田珠実
4	岩下 徹	12	赤丸急上昇(赤松美智代+丸山陽子)
5	岩淵多喜子	13	笠井瑞丈×上村なおか
6	遠田 誠	14	勝部ちこ+鹿島聖子
7	北村成美	15	坂本公成+森裕子(Monochrome Circus)
8	楠原竜也		
B：ダン活登録アーティスト			
1	北尾 亘	4	田村一行
2	鈴木ユキオ	5	東野祥子
3	田畑真希	6	セレノグラフィカ(隅地菜歩+阿比留修一)

2 アーティスト等の出演料等について

(1) 助成対象上限額

項 目		出演料等(税込)
対象アーティスト	ソロ	356,400 円
	デュオ (1人あたり)	237,600 円
アシスタント (対象アーティストがソロの場合のみ)		108,000 円
公演の共演者		75,600 円
テクニカルスタッフ等		108,000 円

(2) 対象アーティストの出演料に含まれる経費

ワークショップ講師・公演出演料、振付・演出料、衣裳費、舞台美術費、メイク費、小道具費、運搬費、照明・音響プラン料、制作費、稽古場代、公演に使用する映像ソフト代、写真使用料、広報・宣伝及びプレ・アフタートーク等関連企画への協力、経常経費、飲食費